

三崎漁港（本港地区及び新港地区）海業振興を目指す用地利活用プロジェクト実施事業者選定審議会条例

（設置）

第1条 三崎漁港（本港地区及び新港地区）海業振興を目指す用地利活用プロジェクトを実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定に関し、調査及び審議を行うため、三崎漁港（本港地区及び新港地区）海業振興を目指す用地利活用プロジェクト実施事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行うほか、市長に意見を述べることができる。

- （1） 事業者の募集に関する事項を定めること。
- （2） 事業者の選定の基準を定めること。
- （3） 事業者を選定すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 学識経験のある者
- （2） 専門的知識を有する者
- （3） 市の職員

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する所掌事項に係る調査及び審議が終了するまでの期間とする。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は委員のうちから委員の選挙により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(議事)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、調査及び審議を行うに当たり、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報酬等)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、三浦市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年三浦市条例第14号）の定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例により最初に招集される審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

令和5年12月5日提出

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三浦市職員の給与に関する条例（昭和30年三浦市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

（単位 円）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	153,100	181,800	208,000	271,600	323,100	365,500
	2	154,200	183,200	209,700	273,200	325,300	368,100
	3	155,400	184,600	211,400	274,700	327,500	370,500
	4	156,500	186,000	212,900	276,300	329,500	372,900
	5	157,600	187,300	214,400	277,800	331,500	374,800
	6	158,700	189,600	216,200	279,500	333,500	377,300
	7	159,900	191,800	217,900	281,300	335,400	379,600
	8	161,000	194,000	219,600	283,100	337,300	382,100
	9	162,100	196,200	221,100	284,800	339,200	384,500
	10	163,200	197,900	222,600	286,700	341,200	387,100
	11	164,400	199,400	224,100	288,500	343,200	389,700
	12	165,500	200,900	225,600	290,300	345,200	392,300
	13	166,600	202,400	226,800	292,100	347,000	394,600
	14	167,700	203,800	228,200	293,700	349,000	396,900
	15	168,800	205,200	229,600	295,100	350,900	399,100
	16	169,900	206,600	231,000	296,500	352,800	401,400
	17	170,900	208,000	232,400	298,000	354,500	403,200
	18	172,300	209,700	234,000	300,000	356,500	405,100
	19	173,600	211,400	235,500	302,000	358,300	407,000
	20	174,900	212,900	236,900	303,800	360,200	408,800
	21	176,100	214,400	240,900	305,500	362,100	410,600
	22	177,600	216,200	242,400	307,400	364,000	412,400
	23	179,100	217,900	243,800	309,300	365,900	414,200
	24	180,700	219,600	245,200	311,100	367,800	416,000
	25	181,800	221,100	246,400	312,800	369,700	417,600
	26	183,200	222,600	248,000	314,800	371,600	419,100
	27	184,600	224,100	249,500	316,800	373,500	420,600
	28	186,000	225,600	250,900	318,700	375,400	422,100
	29	187,300	226,800	252,000	320,400	376,900	423,600
	30	189,600	228,200	253,400	322,400	378,700	424,900
	31	191,800	229,600	254,900	324,400	380,500	426,200
	32	194,000	231,000	256,200	326,400	382,100	427,400
	33	196,200	232,400	257,500	327,600	383,800	428,600
	34	197,900	234,000	258,700	329,600	385,200	429,900
	35	199,400	235,500	259,900	331,500	386,600	431,200
	36	200,900	236,900	261,100	333,500	388,000	432,400

37	202, 400	240, 900	262, 300	335, 400	389, 400	433, 600
38	203, 800	242, 400	263, 600	337, 300	390, 600	434, 400
39	205, 200	243, 800	264, 900	339, 200	391, 800	435, 200
40	206, 600	245, 200	266, 200	341, 100	392, 800	436, 000
41	208, 000	246, 400	267, 600	342, 900	393, 900	436, 600
42	209, 700	248, 000	269, 100	344, 800	395, 100	437, 300
43	211, 400	249, 500	270, 700	346, 600	396, 200	438, 000
44	212, 900	250, 900	272, 200	348, 400	397, 300	438, 700
45	214, 400	252, 000	273, 800	349, 900	398, 000	439, 500
46	216, 200	253, 400	275, 500	351, 300	398, 700	440, 300
47	217, 900	254, 900	277, 100	352, 700	399, 400	440, 700
48	219, 600	256, 200	278, 700	354, 200	400, 100	441, 400
49	221, 100	257, 500	280, 300	355, 700	400, 700	441, 900
50	222, 600	258, 700	281, 800	356, 500	401, 300	442, 300
51	224, 100	259, 900	283, 300	357, 500	401, 800	442, 700
52	225, 600	261, 100	284, 800	358, 500	402, 200	443, 100
53	226, 800	262, 300	285, 900	359, 400	402, 600	443, 500
54	228, 200	263, 600	287, 500	360, 500	402, 900	443, 900
55	229, 600	264, 900	289, 000	361, 400	403, 200	444, 300
56	231, 000	266, 200	290, 500	362, 400	403, 500	444, 600
57	232, 400	267, 600	291, 900	363, 300	403, 800	444, 900
58	234, 000	269, 100	293, 500	364, 000	404, 100	445, 300
59	235, 500	270, 700	295, 100	364, 700	404, 400	445, 600
60	236, 900	272, 200	296, 700	365, 300	404, 700	445, 900
61	238, 100	273, 800	298, 200	365, 700	405, 000	446, 200
62	239, 700	275, 500	299, 800	366, 300	405, 300	
63	241, 200	277, 100	301, 300	367, 000	405, 600	
64	242, 600	278, 700	302, 800	367, 700	405, 900	
65	243, 600	280, 300	304, 400	368, 000	406, 200	
66	245, 100	281, 800	306, 000	368, 700	406, 500	
67	246, 400	283, 300	307, 600	369, 400	406, 800	
68	247, 600	284, 800	309, 100	370, 000	407, 100	
69	248, 700	285, 900	310, 000	370, 300	407, 300	
70	249, 700	287, 500	311, 500	370, 900	407, 600	
71	250, 600	289, 000	313, 000	371, 600	407, 900	
72	251, 500	290, 500	314, 600	372, 200	408, 100	
73	252, 400	291, 900	316, 200	372, 500	408, 300	
74	253, 300	293, 500	317, 800	373, 100	408, 600	
75	254, 100	295, 100	319, 300	373, 800	408, 900	
76	254, 900	296, 700	320, 800	374, 400	409, 100	
77	255, 600	298, 200	322, 200	374, 800	409, 300	
78	256, 700	299, 800	323, 400	375, 300	409, 600	
79	257, 900	301, 300	324, 500	375, 900	409, 900	
80	259, 000	302, 800	325, 600	376, 400	410, 100	
81	260, 200	304, 400	326, 300	376, 900	410, 300	
82	261, 400	306, 000	327, 200	377, 500	410, 600	
83	262, 500	307, 600	328, 000	378, 000	410, 900	
84	263, 600	309, 100	328, 800	378, 300	411, 100	
85	264, 700	310, 000	329, 600	378, 700	411, 300	
86	265, 800	311, 500	330, 000	379, 200		
87	266, 900	313, 000	330, 600	379, 600		
88	267, 900	314, 600	331, 300	380, 000		
89	268, 900	316, 200	332, 100	380, 400		
90	269, 900	317, 800	332, 800	380, 900		
91	270, 900	319, 300	333, 500	381, 300		
92	271, 800	320, 800	334, 100	381, 700		
93	272, 700	322, 200	334, 600	382, 000		
94	273, 600	323, 400	335, 200			
95	274, 500	324, 500	335, 700			

	96	275,400	325,600	336,300			
	97	276,300	326,300	336,600			
	98	277,200	327,200	337,100			
	99	278,100	328,000	337,500			
	100	279,000	328,800	337,900			
	101	280,000	329,600	338,300			
	102	281,000	330,000	338,800			
	103	281,900	330,600	339,300			
	104	282,800	331,300	339,800			
	105	283,300	332,100	340,100			
	106	284,000	332,800	340,500			
	107	284,700	333,500	341,000			
	108	285,600	334,100	341,400			
	109	286,600	334,600	341,700			
	110	287,400	335,200	342,100			
	111	288,200	335,700	342,600			
	112	289,000	336,300	343,000			
	113	289,700	336,600	343,200			
	114	290,200	337,100	343,600			
	115	290,600	337,500	344,100			
	116	291,000	337,900	344,500			
	117	291,200	338,300	344,700			
	118	291,500	338,800	345,100			
	119	291,700	339,300	345,500			
	120	292,000	339,800	345,800			
	121	292,200	340,100	346,100			
	122			346,500			
	123			346,900			
	124			347,300			
	125			347,800			
	126			348,200			
	127			348,600			
	128			349,000			
	129			349,500			
	130			349,900			
	131			350,200			
	132			350,500			
	133			351,000			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		188,700	216,200	257,500	275,600	316,200	358,000

備考 1級の41号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の規定にかかわらず、200,700円とする。

第2条 三浦市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6

年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 1 条の規定による改正後の三浦市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第 1 の規定は令和 5 年 4 月 1 日から適用し、改正後の条例第 17 条第 2 項及び第 3 項並びに第 18 条第 2 項の規定は令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

（令和 5 年 4 月 1 日前の異動者の号給の調整）

- 3 令和 5 年 4 月 1 日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の三浦市職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

令和 5 年 12 月 5 日提出

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年三浦市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第12条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第1項中「第17条の3」を「第18条」に改め、同条第3項中「期末手当」の次に「又は勤勉手当」を加える。

第20条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第1項中「第17条の3」を「第18条」に改め、同条第3項中「期末手当」の次に「又は勤勉手当」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

フルタイム会計年度任用職員行政職給料表
(単位 円)

職務の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額
1	162,100	176,100
2	163,200	177,600
3	164,400	179,100
4	165,500	180,700
5	166,600	181,800
6	167,700	183,200
7	168,800	184,600
8	169,900	186,000
9	170,900	187,300
10	172,300	189,600
11	173,600	191,800
12	174,900	194,000
13	176,100	196,200
14	177,600	197,900
15	179,100	199,400
16	180,700	200,900
17	181,800	202,400
18	183,200	203,800
19	184,600	205,200
20	186,000	206,600
21	187,300	208,000
22	189,600	209,700
23	191,800	211,400
24	194,000	212,900
25	196,200	214,400
26	197,900	216,200
27	199,400	217,900
28	200,900	219,600

29	202,400	221,100
30	203,800	222,600
31	205,200	224,100
32	206,600	225,600
33	208,000	226,800
34	209,700	228,200
35	211,400	229,600
36	212,900	231,000
37	214,400	232,400
38	216,200	234,000
39	217,900	235,500
40	219,600	236,900
41	221,100	240,900
42	222,600	242,400
43	224,100	243,800
44	225,600	245,200
45	226,800	246,400
46	228,200	248,000
47	229,600	249,500
48	231,000	250,900
49	232,400	252,000
50	234,000	253,400
51	235,500	254,900
52	236,900	256,200
53	238,100	257,500
54	239,700	258,700
55	241,200	259,900
56	242,600	261,100
57	243,600	262,300
58	245,100	263,600
59	246,400	264,900
60	247,600	266,200
61	248,700	267,600
62	249,700	269,100
63	250,600	270,700
64	251,500	272,200
65	252,400	273,800
66	253,300	275,500
67	254,100	277,100
68		278,700
69		280,300
70		281,800
71		283,300
72		284,800
73		285,900
74		287,500
75		289,000
76		290,500
77		291,900
78		293,500
79		295,100
80		296,700
81		298,200
82		299,800

83		301,300
84		302,800
85		304,400
86		306,000

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の三浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(三浦市単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
- 4 三浦市単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年三浦市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第4項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(三浦市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 5 三浦市職員の育児休業等に関する条例（平成4年三浦市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項中「会計年度任用職員」の次に「のうち、別に定めるもの」を加える。

令和5年12月5日提出

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び
基準に関する条例の一部を改正する条例

三浦市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年三浦市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第19条第3項中「、第12条の2及び第14条」を「及び第12条の2」に改め、同条第4項中「、第14条」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年12月5日提出

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の
一部を改正する条例

三浦市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年三浦市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第24条第4項中「、第15条及び第17条」を「及び第15条」に改め、同条第5項中「、第17条」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年12月5日提出

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例

第1条 三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和32年三浦市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（以下「改正条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定により支給された給与は、改正条例の規定による給与の内払とみなす。

令和5年12月5日提出

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三浦市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成21年三浦市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 三浦市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三浦市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「改正条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の三浦市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定により支給された給与は、改正条例の規定による給与の内払とみなす。

令和5年12月5日提出

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年三浦市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和5年12月5日提出

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市市税条例の一部を改正する条例

三浦市市税条例（昭和49年三浦市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第4条の5第13項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）第1条の規定による改正前の法（以下「令和5年旧法」という。）附則第15条第33項」を「法附則第15条第32項」に改め、同条第14項中「令和5年旧法附則第15条第34項」を「法附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「令和5年旧法」を「法」に改め、同条第16項を次のように改める。

16 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第9条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「ガソリン軽自動車（」を「法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下「ガソリン軽自動車」という。）（」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは、「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の附則第4条の5第13項から第16項までの規定は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 改正後の附則第9条第2項から第4項までの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和5年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

令和5年12月5日提出

三浦市長 吉 田 英 男

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を別紙調書のとおり変更するものとする。

令和5年12月5日提出

三浦市長 吉 田 英 男

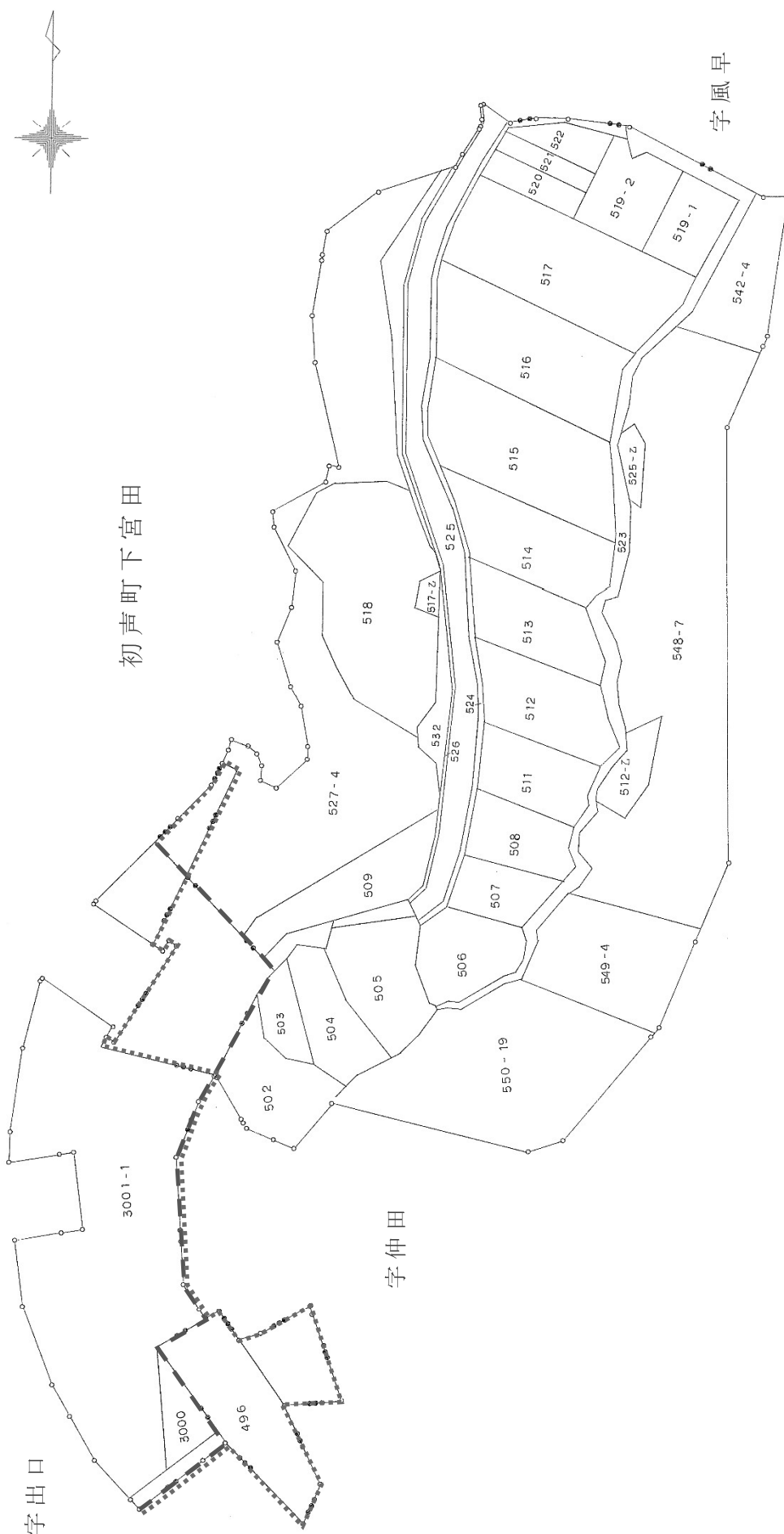
字 の 区 域 の 変 更 調 書

変 更 後		左 に 包 括 さ れ る 区 域		
大 字 名	字 名	大 字 名	字 名	地 番
初声町下宮田 同	出口 同	初声町下宮田	仲田	496 上記の区域に隣接する国有地の全部
初声町下宮田	出口	初声町下宮田	仲田	527－4の一部
初声町下宮田	仲田	初声町下宮田	出口	3001－1の一部

備 考 上記の土地の表示は、令和5年11月1日現在の土地登記簿によるものである。

字区域の変更図

三浦市初声町下宮田仲田土地改良事業共同施行



凡例		新字界
	-----	旧字界

1:1300

令和5年度三浦市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度の三浦市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ384,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,165,036千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の廃止は、「第5表 地方債補正」による。

2 地方債の変更は、「第5表の2 地方債補正」による。

令和5年12月5日提出

三浦市長 吉 田 英 男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 地方特例交付金		19,924	6,625	26,549
	1 地方特例交付金	19,924	5,539	25,463
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	1,086	1,086
10 地方交付税		5,089,345	△54,988	5,034,357
	1 地方交付税	5,089,345	△54,988	5,034,357
12 分担金及び負担金		13,677	476	14,153
	1 負 担 金	13,677	476	14,153
14 国庫支出金		3,015,483	60,242	3,075,725
	1 国庫負担金	2,233,089	44,526	2,277,615
	2 国庫補助金	769,433	15,716	785,149
15 県支出金		1,140,121	2,071	1,142,192
	2 県補助金	270,105	2,071	272,176
17 寄 附 金		1,225,051	5,000	1,230,051
	1 寄 附 金	1,225,051	5,000	1,230,051
18 繰 入 金		551,606	86,107	637,713
	1 基金繰入金	551,606	86,107	637,713
19 繰 越 金		10,000	257,379	267,379
	1 繰 越 金	10,000	257,379	267,379
20 諸 収 入		196,079	19,705	215,784
	5 雑 入	112,135	19,705	131,840
21 市 債		618,433	1,583	620,016
	1 市 債	618,433	1,583	620,016
歳 入 合 計		18,780,836	384,200	19,165,036

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		177,471	4,068	181,539
	1 議 会 費	177,471	4,068	181,539
2 総 務 費		3,246,827	241,302	3,488,129
	1 総務管理費	2,829,745	248,305	3,078,050
	2 徴 税 費	190,653	△5,148	185,505
	3 戸籍住民基本台帳 費	96,750	4,624	101,374
	4 選 挙 費	88,814	△5,823	82,991
	5 統計調査費	11,976	98	12,074
	6 監査委員費	28,889	△754	28,135
3 民 生 費		6,755,785	85,822	6,841,607
	1 社会福祉費	4,030,442	18,501	4,048,943
	2 児童福祉費	1,324,441	3,053	1,327,494
	3 生活保護費	1,400,901	64,268	1,465,169
4 衛 生 費		2,358,344	△898	2,357,446
	1 保健衛生費	698,788	△396	698,392
	2 清 掃 費	1,255,031	△502	1,254,529
5 農林水産業費		356,608	22,917	379,525
	1 農 業 費	158,027	15,724	173,751
	2 水産業費	198,581	7,193	205,774
6 商 工 費		321,933	3,929	325,862
	1 商 工 費	321,933	3,929	325,862
7 土 木 費		1,775,804	11,347	1,787,151
	1 土木管理費	47,016	4,739	51,755
	2 道路橋りょう費	561,729	△10,837	550,892
	3 河 川 費	56,733	1,605	58,338
	4 都市計画費	963,681	11,319	975,000
	5 住 宅 費	146,645	4,521	151,166
8 消 防 費		942,193	643	942,836
	1 消 防 費	942,193	643	942,836
9 教 育 費		936,366	15,070	951,436
	1 教育総務費	198,825	4,222	203,047
	2 小学校費	189,775	14,632	204,407

(単位：千円)

[illegible]

第 2 表 継続費補正

(変 更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
4 衛生費	2 清掃費	環境センター改修 (中継施設) 事業	105,171	令和3年度	2,871	170,506	令和3年度	2,871
				令和4年度	84,398		令和4年度	84,398
				令和5年度	17,902		令和5年度	0
							令和6年度	83,237

第 3 表 繰越明許費補正

(追 加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	公共用財産維持管理事業	10,343
		市民交流拠点整備事業	41,160
9 教 育 費	1 教 育 総 務 費	小学校教育環境適正化事業	8,888
	2 小 学 校 費	小学校教材教具整備事業	14,148

第 4 表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
財務会計システム運用管理業務 (財政課)	令和6年度から 令和11年度まで	31,160
南下浦出張所備品購入費 (南下浦出張所)	令和6年度	2,599
南下浦コミュニティセンター備品購入費 (文化スポーツ課)	令和6年度	47,435
個人住民税等システム改修業務 (税務課)	令和6年度	1,588
塵芥車等購入費 (廃棄物対策課)	令和6年度	1,639
三崎漁港(二町谷地区)水産物流通加工業務団地 污水处理施設管理業務 (下水道課)	令和6年度から 令和8年度まで	73,194
市民交流拠点整備事業(道路整備) (市長室)	令和6年度	143,750
学校給食共同調理場調理等業務 (学校給食課)	令和6年度から 令和8年度まで	404,382
学校給食搬送業務 (学校給食課)	令和6年度から 令和8年度まで	64,710

第 5 表 地 方 債 補 正

(廃 止)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
環境センター改修（中継施設）事業費	14,200	普通貸借又は証券発行 事業の進捗その他の都合により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び銀行等引受について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

第 5 表 の 2 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前 額	補 正 後 額
市民交流拠点整備事業費	58,300	93,600
消防水利施設整備事業費	4,000	5,500
臨時財政対策債	115,933	94,916

令和5年度三浦市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度の三浦市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,169千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,509,179千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出

三浦市長 吉 田 英 男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰入金		454,052	2,169	456,221
	1 他会計繰入金	418,522	1,139	419,661
	2 基金繰入金	35,530	1,030	36,560
歳入合計		5,507,010	2,169	5,509,179

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		80,254	2,169	82,423
	1 総務管理費	75,808	2,169	77,977
歳出合計		5,507,010	2,169	5,509,179

令和5年度三浦市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度の三浦市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51,848千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,923,185千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出

三浦市長 吉 田 英 男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,341,973	2,850	1,344,823
	2 国庫補助金	344,398	2,850	347,248
4 支払基金交付金		1,533,507	3,077	1,536,584
	1 支払基金交付金	1,533,507	3,077	1,536,584
5 県支出金		833,048	1,425	834,473
	2 県補助金	28,420	1,425	29,845
7 繰入金		1,027,204	37,289	1,064,493
	1 他会計繰入金	901,880	△2,160	899,720
	2 基金繰入金	125,324	39,449	164,773
8 繰越金		1	7,207	7,208
	1 繰越金	1	7,207	7,208
歳入合計		5,871,337	51,848	5,923,185

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		118,962	△3,585	115,377
	1 総務管理費	82,158	△3,585	78,573
3 地域支援事業費		195,299	11,403	206,702
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	134,917	11,403	146,320
6 諸支出金		1,831	44,030	45,861
	1 償還金及び還付加算金	1,831	44,030	45,861
歳出合計		5,871,337	51,848	5,923,185

令和5年度三浦市市場事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度の三浦市市場事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,943千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ741,418千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出

三浦市長 吉 田 英 男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		90,897	6,943	97,840
	1 他会計繰入金	68,020	6,943	74,963
歳入合計		734,475	6,943	741,418

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		71,979	6,943	78,922
	1 総務管理費	71,979	6,943	78,922
歳出合計		734,475	6,943	741,418

令和5年度三浦市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度三浦市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度三浦市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
		収	入	
第1款	公共下水道 事業収益	676,751千円	7,373千円	684,124千円
第2項	営業外収益	619,829千円	7,373千円	627,202千円
		支	出	
第1款	公共下水道 事業費用	685,086千円	7,373千円	692,459千円
第1項	営業費用	612,405千円	7,373千円	619,778千円

第3条 予算第9条中「92,332千円」を「99,705千円」に改める。

令和5年12月5日提出

三浦市長 吉 田 英 男

財産の処分について

次の財産を売却により処分するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三浦市条例第4号）第3条の規定により議会の議決を求める。

1 土地の所在、地番、地目及び地積（小数点以下第2位まで表示）

三浦市城山町1番93	宅地	13,969.98㎡
三浦市城山町1番94	宅地	9,127.43㎡
三浦市三崎一丁目1番87	宅地	399.25㎡
合 計		23,496.66㎡

2 土地以外の財産の所在地、種類、構造等

（1）所在地

三浦市城山町1番93、94、三崎一丁目1番87

（2）財産の構造、床面積等

ア 建物

鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	2,051.31㎡
鉄骨造金属板葺2階建	1,146.00㎡
鉄骨造金属板葺平屋建	104.00㎡
木造金属板葺平屋建	37.00㎡
木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	52.00㎡
木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	13.00㎡
コンクリートブロック造陸屋根平屋建	46.00㎡
鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	630.42㎡

イ 工作物

プール、スプリンクラー、防火水槽等

3 処分価格

239,738,784円

4 処分の相手方

東京都大田区京浜島三丁目4番1号

三浦地所株式会社

令和5年12月5日提出

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三浦市国民健康保険税条例（昭和30年三浦市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第25条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下単に「出産被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- （1） 出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- （2） 出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- （3） 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- （4） 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- （5） 出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保

険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (6) 出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第26条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第26条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届出には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の三浦市国民健康保険税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の条例第26条の3第1項の規定による届出は、この条例の施行前にこれを行うことができる。

令和5年12月5日提出

三浦市長 吉 田 英 男

令和5年度三浦市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度の三浦市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ499,886千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,664,922千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和5年12月15日提出

三浦市長 吉 田 英 男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		3,075,725	499,886	3,575,611
	2 国庫補助金	785,149	499,886	1,285,035
歳入合計		19,165,036	499,886	19,664,922

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		6,841,607	430,580	7,272,187
	1 社会福祉費	4,048,943	426,138	4,475,081
	2 児童福祉費	1,327,494	4,442	1,331,936
5 農林水産業費		379,525	7,082	386,607
	1 農業費	173,751	7,082	180,833
7 土木費		1,787,151	7,972	1,795,123
	1 土木管理費	51,755	7,972	59,727
9 教育費		951,436	54,252	1,005,688
	4 学校給食費	224,456	54,252	278,708
歳出合計		19,165,036	499,886	19,664,922

第 2 表 繰越明許費補正

(追 加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	社会福祉総務費職員人件費	123
		価格高騰重点支援給付金給付事業	47,879
7 土木費	1 土木管理費	住宅リフォーム助成事業	7,972
	2 道路橋りょう費	橋りょう維持修繕事業	15,659
8 消防費	1 消防費	消防団一般管理事業	35,798
9 教育費	4 学校給食費	学校給食事業	54,252

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることに
ついて

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和
25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 相模原市南区東林間 [REDACTED]
- 2 氏 名 中 西 章 法
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和5年12月15日提出

三浦市長 吉 田 英 男

諮問第2号

令和5年12月15日

三浦市議会議長 出口眞琴様

三浦市長 吉田英男

人権擁護委員の推薦について（諮問）

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦したいので、貴議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
三浦市初声町和田 [REDACTED]	村 山 智 洋	[REDACTED]